

# 会 議 要 旨

- 1 会 議 名 北九州市人権施策審議会第七回会議
- 2 議 題 「人権文化の創造を目指したまちづくりについて」
- 3 開 催 日 時 平成16年6月28日(月)  
14時00分 ~ 17時15分
- 4 開 催 場 所 総合保健福祉センター「アシスト21」  
6階 61会議室
- 5 出席した者の氏名  
(委 員) 稲積謙次郎会長  
ほか、委員10人 計11人  
(事務局) 人権企画部長  
ほか事務局関係者7人 計 8人
- 6 非公開とした理由 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項  
を審議するため
- 7 議題、議事の概要  
(1) 議事  
ア 北九州市における個人人権課題について

## 【委員からの意見等】

高齢者の自己決定を担保するために権利擁護システムや成年後見制度がある。これらの制度はまだ、高齢者にとってわかりにくく、認知度も低い。今後は、利用者が使いやすいように制度をPRすることが課題である。

高齢者や障害者など社会的弱者の人権を守ることは、全ての人の人権を守ることであり、このことが、私達自身の生活を豊かにすることだと思ふ。

人権救済には様々な方法や制度があるが、裁判所を通じての救済が一番肝心である。しかし、日本の裁判制度は、専門家を通じないと提訴できないという意識が国民に浸透している。裁判所には個人でも提訴できるという意識を浸透させ、国民にとって利用しやすい機関となるよう、裁判所が現在、改善を図りつつあると感じている。

成年後見制度が良い制度であっても、それを利用するだけの知識を市民が持っていない現状があるので、利用を促進する PR が必要ではないかと思う。

HIV 感染者等の人権問題で一部審議はしたが、医療に関わる人権問題を取りあげなくてもよいのかと思う。また、福祉制度でいえば今までは施設ケアは、収容型、入所型を中心にしてきているが、今後は小規模化、地域化して家庭に近いサービスに構造的に変える必要がある。時間がかかるかもしれないが、良い制度にしていくという姿勢を持ち続けることが、将来の人権尊重社会、人権文化創造の実現につながる。

ノーマライゼーションは知的障害の分野から出てきた言葉で、戦前の欧米では障害のある人々を大規模収容施設に隔離してきた時代があった。しかし、戦後の世界人権宣言を通して、人権尊重の視点とノーマライゼーションの理念が謳われ、施設そのものを閉じて、地域社会での生活を保障していく施策が展開されてきた。ノーマライゼーションとは本来、施設閉鎖、脱施設化を意味するもので、欧米では人権と深くかかわる施策であった。現実的には施設の小規模化やグループホーム化等があるが、日本では今後、ノーマライゼーションがどのように展開していくのか。また、本審議会が検討している人権施策が北九州市で策定された新子どもプランや老人福祉計画、障害者プランなどの基盤となるものであるならば、北九州市はそれに則ってどのように施策を展開していくのかというのが前の発言の趣旨ではないかと思う。

現在、医療に関して人権と言った時には、患者の人権を指すことが多いが、インフォームドコンセントの普及を含めて、医療者の倫理意識は確実に以前よりよくなってきている。しかし、コンビニ感覚での救急外来の利用者が増加し、そこで働く当直医の負担が非常に大きくなり過労死につながっているような現状もあり、医療者の人権も問題である。

なお、インフォームドコンセントの意義は、患者を中心に据えて、家族を含めた周辺の人がいかにいい医療を築き上げていくかの相談の場であると考えるが、その意義が十分、理解されていないように思う。

人権を尊重したまちづくりという視点で、施設のあり方について、考え直してみると、これまでのように、高齢者等を施設の中に囲い込むのではなく、地域の中で、いろいろ工夫しながら皆で支え合うシステムをつくっていく。また、システムを創るだけでなく、人権教育・啓発を進めることによって、地域の中で支えていくという考え方を、人々の意識の中に定着させ、そのことが文化として根付いていくようになるのではないかと考える。

佐世保の小学生の事件をみると、現在、学校でのインターネット教育には、仮想空間における命の教育というものが不在ではないかと考える。インターネットの仮想空間と現実世界とのギャップをどのように埋めて、命の教育を進めていくのかは基本的な課題になる。また、インターネットの仮想空間における倫理教育、マナー、ルールというものを、便利な道具の使い方だけに終わらせず、どのように教育体系の中に確立していくかということも重要である。

人権教育とは別の表現をすると、人間のコミュニケーションである。人間のコミュニケーションの最大の特徴は、思いやりを含めた想像力を持つということである。この想像力が欠けると無機質なコミュニケーションになってしまい、心が通わなくなってしまう。インターネット教育をするのであれば、便利さを教える前に、そういう人間のコミュニケーションをきちんと教える教育体系をつくらなければいけないのではないかと考える。

これまでの6回の審議では、行政から各人権課題に関する施策の説明がなされたが、その善し悪しは別として、内容豊富で、施策的な観点から見れば申し分ないものがされていると感じた。しかし、行政が主導で施策を提案する時代ではなく、地域住民がどうやって地域のことを考えて、自ら行動を起こすようになるかという視点で施策を進める必要がある。

今まで市民は、何でも行政の側に責任があり、行政がやるべきという視点だったが、もっと住民が主体となり、行政が誰を支援するといった、新しいモデル、新しい枠組みを答申で提案できたらと思う。

北九州市は行政主導の施策が強かったが、それにも限界があると思う。もっと小さな単位である地域で、そこに住む住民が相互に自分の住むまちの問題を分かち合うということが大切だと思う。行政からの施策説明はどれもよくやっているようだが、どれも縦割りの中で収まっていて、横の連携が不足しているのではないかと感じた。人権教育・啓発を含めて、行政施策間での横の連携をどうやっていくのかという議論も必要だと思う。

行政の施策と施策の隙間にあるために命に関わる人権侵害が発生してもその人権を守ることができないという事例がある。人権を守ることを最優先に行政の枠を一步踏み出したなら、その人達を助けることができるのではないかと考える。

たとえ行政が立派な実施計画や基本指針をつくったとしても、全ての問題をカバーできるわけではなく、予期しないことは必ず起こる。その時に、実施主体が人権という機軸をしっかり持って、杓子定規な対応ではなく、使命感や勇気を持って一步踏み込んだ対応をしていけば解決できることは多い。上に立つ人のリーダーシップで解決することもたくさんあるだろう。そういう意味で実施主体の人間力や使命感等をどう涵養していくかを考える必要がある。

これまでそれぞれの人権課題の中にある共通の根っこの問題を話し合ってきたが、根っこの根っこは家庭、あるいは家庭教育にあると思う。何か問題が起きた場合は、教育者や医療者、行政が矢面に立つが、人権を学ぶ基本は家庭であるということをお答申に是非盛り込みたい。

家庭や家庭教育に踏み込む事を聖域とせず、学校と家庭と地域がそれぞれに主体的に役割と責任を分担しながら、どう連携していくかということを実体的に構築していくことが、人権教育・啓発の大きな柱になると思う。その時に、これまでのようにそれぞれが人権教育・啓発を他人任せにするような、委託加工型ではなく、それぞれが自ら行うという気持ち、自己完結するという意識を持つことが重要である。

私達は、自分勝手な概念や思い込みで人を見て、差別をするということも多いのではないかと。全ての差別を解決する根源的なものとして、実際に触れ合うということ、交流ということがキーワードになると思う。また、お互いに譲り合う精神、「もやい」という考え方も人権尊重の原点となる。今後、行政は、地域の住民が主体的に交流し、「もやい」の気運を醸成するような仕掛けづくりを行ってほしい。

「人権教育の国連 10 年北九州市行動計画」における北九州らしさの部分というのは、「もやい」の精神と、北九州市の環境問題を、つまり人権と環境という問題を一つの包括的理念として捉えたところにあった。この考え方は、今後も踏襲すべきであり、人権と環境における教育・啓発をどう有機的に結びつけ、融合させるかということは課題である。また、それは、命の教育の中で、人権と環境を別々の概念という形でなく、一つの概念として包括的に捉えるという視点が大事である。

人権を尊重したまちづくりという視点で考えた時、共通する一つの原理として、「自立」と「共生」という理念がある。この「自立」とは、具体的に言うと、官民協働である。民の自主性をどう育て、官と民の役割をどうシステム化していくかという方法論が含まれる。また、「共生」の中には、「支え合いはふれあいから」という考え方があり、この考え方が「もやい」の精神に繋がっていく。こういう「自立」と「共生」の理念を地域の中にどう構築し、具体化していくかが答申の中で大きな柱となる。

例えば、環境への取り組みとして、環境教育、美化運動など、それぞれ個別ばらばらに取り組むのではなく、地域づくりとは、一つの明確な理念を打ち出して、取り組むことが大事である。

人権を尊重したまちづくりを進めるうえでは、自分のまちを知り、自分のまちやそこに住む人達を好きになる事が必要であり、「愛郷心」がキーワードになるのではないかと。「愛郷心」は、例えば教育で、「故郷を愛しなさい」と言うだけで育つものではなく、実際に地域で人とふれあう、自然にふれあうこと等を体験し、人と人との繋がりを持つことによって、育まれるものである。「共生」のまちづくりには、交流や体験が大変重要であり、答申の中にその必要性を盛り込みたい。

人権文化のまちづくりとは、人が幸せに生きるためのまちづくりであり、その基本には、人々の心や体が健康であるという考え方も必要であると思う。医療の問題も環境の問題も深く関係してくるので、健康に繋がるまちづくりという視点も一つ持っておくべきではないか。

人権教育は人間のコミュニケーションという発言があったが、人間のコミュニケーションの中で、言葉の果たす役割は大変大きい。言葉は、意志伝達の手段であると同時に、その発し方によっては、相手を深く傷つけることがある。お互いを尊重しあい、配慮ある言葉が大切にされる社会にしていきたい。

答申を出す時には、北九州市の独自性を出す必要がある。その目玉は、市民が主体的に行うということで、これまでの行政主導ではなく、市民が自分達の問題として、市民責任で、人権問題に取り組むということではないかと思う。また人権文化のまちづくりには身近なところでの交流や共生などがキーワードになると思うが、答申に盛り込むときには、人権文化のまちづくりをネガティブでなくて、ポジティブに表現するのがよいと思う。人権問題というのは行政責任もあるが、住民一人ひとりが人権を自分の問題として関わっていくという姿勢が非常に重要である。

人権を尊重したまちづくりの中で、個々の住民の役割だけでなく、組織としての NPO の役割は非常に大事である。人権に関わる啓発や相談、交流やまちづくりについて、市民や行政、当事者との間に立って取り組む主体として、多様な NPO が生まれ、活発化することが必要で、それらとの連携の重要性も強調したい。

人権を尊重したまちづくりにおいては、企業が社会的責任（CSR）を果たすということも大変重要である。例えば障害者雇用や女性雇用・昇進などの人権問題について、企業がどのように向き合うべきかということも、今回具体的に提案してはどうか。

市民への相談・擁護体制については、行政主導ではなく、市民、NPO が主体となって人権センターを立ち上げるというのも考えられる。北九州の場合は行政が前面に出過ぎる傾向があるので、市民サイドに立った人権に関する相談だけでなく、啓発などにも NPO が自らの問題として取り組んでほしいし、行政はそれを支援するという積極性も必要だと思う。

人権に関する相談において、その問題を解決するために関係団体等への指導が必要な場合も多く、行政による相談体制も重要である。

我々の答申が長期的視点に立つものであるなら、個別人権課題の解決のために、世界的な流れを先取りしていくような表現も必要ではないか。例えば、具体的な女性の人権問題として、女性の雇用比率や会議の構成メンバーの女性比率など、日本の現在の方針より一歩進んだ、世界の基準を取り入れるというような観点も入れてはどうか。

日本の NPO は税金問題がネックにあることから、寄付がもらいにくいという現状があり、このため、NPO は行政から補助金をもらうという行政依存の思考が強い。NPO に対する行政支援というのも必要だが、仮にそうであっても、行政との上下関係でなく、対等性をもってお互いが新しい文化を創ろうという考え方が必要だ。

行政との協働のあり方というところで NPO の力量が問われてくる。北九州市が取り組んでいるホームレスの自立支援の場合は、これまで対立関係にあった NPO と協働関係を再構築しようというものだが、これはホームレスに取り組んできた NPO の実績と力量である。行政が NPO の力を必要とするなら、そこに新しいパートナーシップが確立され、必要なら資金提供ということもあるかもしれない。NPO と行政が対等なパートナーシップをどう構築していくかが課題であろう。

人権啓発センターの相談機能は、被害者等からの相談を受ける、あるいは受けた相談を解決に結びつけるために、弁護士や裁判所、警察などにつなぐという役割を担っているが、人権救済の域には至っていない。一方、人権侵害に関する救済法である国の人権擁護法案が昨年廃案になり、人権救済に関する国の方向性はまだ明確になってはいないことから、一部の地方自治体では救済まで自治体内で自己完結できるような制度の研究を始めたところもあると聞いている。人権を尊重したまちづくりには、より市民に身近な相談や擁護体制のあり方の検討も必要である。

各自治体で人権救済を完結するということは、人権に関する基準づくりを各自治体で行なうということであり、難しい問題である。現行法の中では人権救済制度の一つに人権擁護委員制度がある。制度ができて 50 年になるが、人権に関する相談内容が複雑化、専門化してきた一方、人権擁護委員に対する評価が低い等の理由により、所期の目的を十分に果たしているとはいえない。しかし、人権を尊重したまちづくりを進めるにあたって、人権擁護委員制度を活かすような提案を北九州がすることも一つの方法だと思う。

人権を尊重したまちづくりを進める上では、「命を育むまちづくり」ということがキーワードになるのではないかと。命とは心と体とコミュニケーションである。それは自分や他人の命を大切にすること、前向きに生きていくこと、北九州市民の一人として生きることであり、そういう教育を進めることが人権問題の解決に向けての基礎であるという気がする。

人権というのは、他人事ではなくて、自分自身の問題であり、自己実現の課題であると捉え、市民自身が自立した市民になることが必要である。

人権を尊重したまちづくりのキーワードとして、「開かれている」、「受け入れる」ということが必要ではないか。例えば、国際間の問題で言うと、外国に対して、国が開かれているがために起こるトラブルもあるかもしれないが、そういうマイナス面も踏まえた上で、違いのあるものを受け入れ、認め合っていくという考えが必要である。地域づくりを進める上で、自分達の地域だけがよければいいという考え方ではなく、他の地域のことにも配慮し、それぞれの違いを認め合いながら他の地域との繋がりを大事にし、受け入れていく。そういう気持ちを持つことが大事ではないか。

違いを認め合い、相手を認めるためには、小さい頃から、障害者と健常者が混じったり、男女が混じって、ふれあっていく教育が必要ではないか。

まちづくりにおいて、NPOの果たす役割は大きい。NPO(法人)認証の条件としてNPO自身の情報公開とか特定政党、特定宗教に立たないといったことが原則であり、市民がその公益的な活動に対して、評価や批判ができ、また財政支援を自由に行える「開かれた」状況にあることが重要である。評価や批評をされることでNPOは更に発展する可能性がある。NPOは新しい市民参加の文化をつくるためのものである。にもかかわらず、何をしているかとかどんな財政状況なのかといったような情報公開が十分に行われず、活動内容がよくわからないNPOもある。そのことが大きな問題である。

行政の役割の一つに情報のネットワークがある。人権に関しても、人権情報ネットワークのようなシステムが必要であり、人権啓発センターは個々の企業や、地域、市民、行政の機関といったものを繋ぐコーディネーター的機能を果たすことを重要な役割の中に位置づける必要がある。

地域づくりの原点ともいえるべき町内会は、行政に対して受身の協力組織であることが原因で十分な機能を果たさなくなっていると思う。地域は行政の力を有効に使いながら、市民的発想の取り組みを行い、地域づくりをすることが新しいコミュニティを築くことに繋がると思う。

地域でまちづくりをはじめめるために住民が動き出すエネルギーをどうつくるかが重要で、行政職員もそれぞれが一地域住民として、人権のまちづくりに取り組む力になっていただきたい。

何か共通の目標となるものがあれば、地域は結束する。まちづくりを進める上で、市民を惹きつける、魅力のある目標をどのようにつくっていくかが課題である。

人権というと、市民は重たい課題であると感じる。人権は市民一人ひとりの問題であり、人権を尊重した社会には、夢や希望があり、明るい展望ができるようなキーワードも必要である。お互いが助け合って、自分達の住む地域をよくしていくために、市民自らが一步踏み出せるような内容の答申にしたい。

今までは人権というと人権尊重論のような重たいイメージがあった。そうではなくて、「人権というのは、故郷を愛し、自分や他人を愛することであり、皆が人間らしく心豊かに暮らせるまちをつくるという、まちづくりの課題である」というように、人権というものが明るく夢のあるものだという捉え方、表現の仕方をしていけばいいのではないかと。

北九州市は「まちづくり協議会」を地域の経営主体として機能強化していくとしており、今後は大きく発展する可能性を秘めている。この協議会が既存の縦割り団体の集合体ではなく、また、行政の下請けでもなく、自分達の地域のことは自分達で決めていくという自己決定権や地域内分権の意識を踏まえつつ自主性を持って、まちづくりを進めることが必要である。このような自治の形成には市民の力量と意識が問われることになると同時に、人権の理念を明確にインプットしていくことも必要もある。

審議会の答申の組み立てとしては、今回の審議会の趣旨を踏まえると、人権を尊重したまちづくり、人権文化の創造を目指したまちづくりという観点から今後の方向性を述べ、答申を結ぶ形がいいのではないかと。

これまでの人権のイメージは、虐待防止をどうするか、同和問題をどう解決するか、高齢者問題をどう解決するかという課題解決型というものであった。課題を強調することで、人々が重たく感じ、人権に対して消極的な受け止め方をするようになってしまった感がある。今後とも人権課題の解決は当然のこととしながらも、いつでも、誰でも、気軽に、オシャレ感覚で、あるいは人権を語ることが楽しい、夢があるというのが「人権を尊重したまちづくり」である。人権を尊重していくことが自分自身の生き方につながり、メリットにもなり、そして楽しいと市民一人ひとりが思えるまちづくりについて考えるのが我々の課題である。

人権は、重たいイメージがあるが、逆に気軽に使いすぎてもいいものかどうかという問題もあるのではないかと。

企業活動は、顧客の視点で物事を進めないと、経営は成り立たない。客の信用を失えば、持続的発展はありえない。そういう意味で、本来、企業の考え方の根底には一人ひとりの客を大切にするという、人権尊重の意識があるはずだが、最近の不祥事等を見るとその精神を忘れていたようだ。人権尊重の意識を企業のトップ自身が踏まえて行動することが、社員の行動にも繋がっていき、社員がお客様の目線に立って行動することになる。企業の中で人権の視点が定着すると、社会や地域の中にも人権尊重の意識が定着することにも繋がる。人権を尊重したまちづくりにおいて、企業の果たす役割は大きいので、企業に対する人権研修や啓発も大切だと考える。

これまでの企業の人権研修はトラブル解決型、トラブル防止型という企業防衛的なものであった。しかし今は、人権研修により人権の意識を高めることで企業の信用力が上がる。企業にとってメリットがあることなんだという意識にだんだん変わりつつある。地域についても、同じように、発想の逆転をして、人権というのが、心豊かに暮らせるまちづくり、つまり、自分の問題なんだというふうに意識を変えていかなければならない。

人権のまちづくりを進める主体となり地域を支えるのは、その地域に住む老若男女の全ての人である。しかし、行政職員も地域住民であり、企業も企業市民であり、従業員である前に市民である。その人たちが地域にいかに関わることができるかが課題である。北九州には企業が多いという特色を生かして、地域活動に対するボランティア休暇を優先的に与えるなど企業の文化の中に地域づくりや人権を尊重したまちづくりへの貢献を取り込んでもらうような働きかけも北九州らしさを出すキーワードではないかと思う。

若者の中には人権侵害事件を知ったならば、それを解決するために何か自分達にできることはないか、自分達は何をすればよいのかと、自ら人権問題に取り組んでいこうという意識を持った人も増えていると感じている。次代を担う人たちの間にそういう気運を広げること大事だし、大人世代も変わらなければならない。

年齢を重ねた世代の人々は燕尾服を着たような人権感覚であるが、若い世代の人々は普段着の人権感覚が育ってきており、その点は、今後の人権のまちづくりの取組みを進める上で希望が持てるのではないか。

- 8 問い合わせ先 保健福祉局人権企画部同和对策課企画調整係  
電話番号(582-2440)